

第51回 守山市人権・同和教育 研究大会 【大会資料】



【第35回ふれあいもりやま展 ポスターの部入賞作品】

- ◇日時／令和8年（2026年）8月8日（土）
分科会 午前9時25分～午前11時40分
全体会 午後1時20分～午後3時45分
- ◇場所／分科会：守山市民ホール、市役所、市内小中学校ほか
全体会：守山市民ホール（大ホール）
- ◇主管／守山市人権・同和教育研究大会実行委員会

守山市民憲章

わたくしたちは、「のどかな田園都市」守山の市民であることを誇りとし、この恵まれた環境のもとに、おのおのが力をあわせて、すべての人びとの幸せをねがい、生きがいのあるまちづくりのために、ここに、この憲章を定めます。

- 1 美しい水と緑のあふれる 秩序のあるまちをつくりましょう。
- 1 伝統に学び 文化の香りたかいまちをつくりましょう。
- 1 人権をおもんじ 信頼しあえるまちをつくりましょう。
- 1 働く喜びを大切にし 産業の栄えるまちをつくりましょう。
- 1 若い力をいかし 活気と希望にみちたまちをつくりましょう。

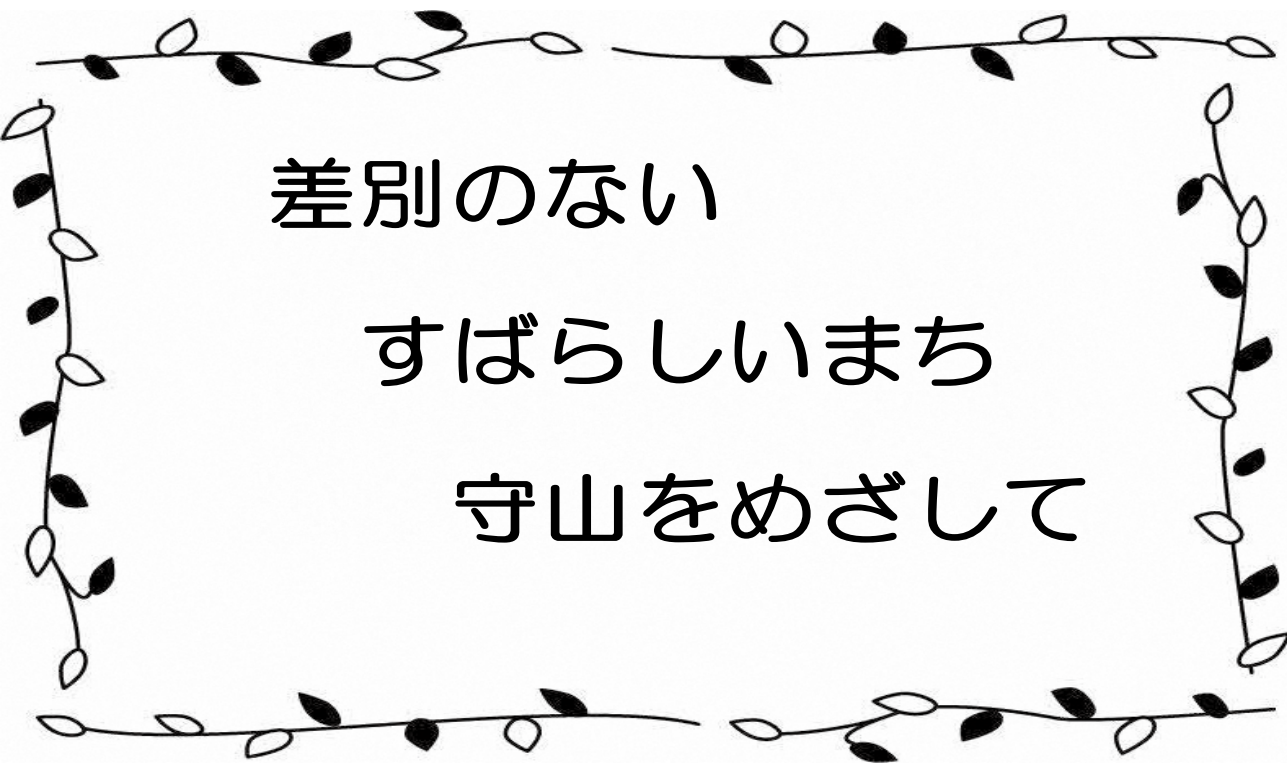
守山市人権尊重都市宣言

人権とは人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにもっている基本的な権利です。

わたくしたち守山市民は、すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生を、より幸せにすごせる社会の実現を願っています。

わたくしたちは、日本国憲法および世界人権宣言の基本理念にもとづき、自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げ、愛と信頼に結ばれた明るく住みよい社会を築くため、ここに守山市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

第51回守山市人権・同和教育研究大会テーマ



差別のない

すばらしいまち

守山をめざして

もくじ

○守山市民憲章・守山市人権尊重都市宣言	
○大会日程	・・・・・・P 2
○大会基調	・・・・・・P 3～6
○人権作文	・・・・・・P 7～9
○ふれあい人権講演会 講師紹介	・・・・・・P 10
○滋賀県人権教育研究会メッセージ	・・・・・・P 11
○分科会 提案者・司会者・討議協力者一覧	・・・・・・P 12～13
○討議の柱	・・・・・・P 14

第 51 回守山市人権・同和教育研究大会

○大会テーマ 『差別のない すばらしいまち 守山をめざして』

○会 場 **分科会** 守山市民ホール 守山市役所 地域総合センター
エルセンター すこやかセンター エコパーク
吉身会館 守山小学校 守山南中学校
市立守山中学校 守山北中学校 守山北高等学校

全体会 守山市民ホール 大ホール

○主 催 守山市 守山市教育委員会 滋賀県人権教育守山研究会
守山市まちづくり人権教育推進協議会 守山市企業内人権教育推進協議会

○主 管 守山市人権・同和教育研究大会実行委員会

○日 程 **分科会** 午前 9 時 25 分から午前 11 時 40 分まで（受付/午前 9 時 10 分から）

・テーマ別取組発表、質疑応答

・講演

全体会 午後 1 時 20 分から午後 3 時 45 分まで（受付/午後 0 時 30 分から）

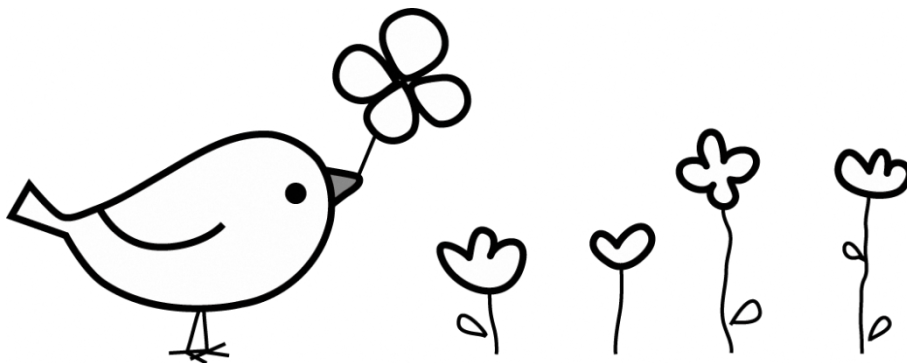
・開会行事

・人権作文

・ふれあい人権講演会

演題：差別と偏見の現場取材して—ヘイトスピーチは何を壊すのか

講師：ジャーナリスト やすだ こういち 安田 浩一さん



第 51 回大会テーマ・大会基調について

第 51 回守山市人権・同和教育研究大会テーマ

『差別のない すばらしいまち 守山をめざして』

第 51 回守山市人権・同和教育研究大会基調

1 大会の趣旨

人間は誰もが幸せに生きたい、相手を思いやる温かい心を持ちたいと願っています。私たちは、このような人間の願いをもとにして、人間の尊厳と人権の確立を求めた人権・同和教育を、学校園、家庭、地域、企業等あらゆる場で取り組んできました。それらの取組の成果として、性別や文化をはじめとするあらゆる違いを認め合い、多様性を尊重する人権意識が広がってきたことがあげられます。しかし、私たちの身のまわりにおいては、今なお様々な差別が存在していることも事実です。

差別をするのも人間なら、されるのも人間です。そして、差別をなくしていくのも人間です。人間がつくりだした差別なら、今生きている私たちの力で、必ず解消していかなければなりません。2016 年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、2023 年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT 理解増進法）が施行され、あらゆる差別のない社会づくりに向けて、一歩ずつ歩みを進めています。

また、2024 年に「人権・同和問題に関する市民意識調査」を実施したところ、「何も触れずにそっとしておいたほうが自然となくなってしまう。取り立てて問題にすることで広がってしまう。」の考え方を持つ市民が依然として約 3 割いる一方で、差別解消に自発的に取り組もうとする「人権問題はすべての市民の問題である」と捉える市民が 8 割を超えていることが分かりました。一方で、人権課題は時代の変化とともにより多様化・複雑化しています。特に SNS やインターネットにおける差別の発生や拡散は深刻な問題です。このことから 2025 年 4 月には、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法（略称 情プラ法））が施行され、インターネット上の人権侵害情報に対して、大規模プラットフォーム事業者が迅速な対応を行うことなどが定められました。本市で

は、2025 年 12 月に中間改定を行った「第 4 次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」に基づき、今後も地域における人権・同和問題学習の充実や、総合行政として同和問題に取り組む施策を推進していく必要があります。

これらを踏まえて、第 51 回を迎えた本大会の取組において、私たちは、様々な人権問題についての正しい理解・認識を培うとともに、人権感覚を磨き、人権を尊重する実践的態度を高めたいと考えます。そして、『差別のない すばらしいまち 守山をめざして』の大会テーマのもと、人権を相互に認め合い、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権を尊重するまちの実現を目指します。

2 本市における人権・同和教育の現状と課題

(1) 学校園教育では

子どもたちを取りまく環境は、都市化や少子化、急速な情報化など大きく変化しています。物質的な豊かさが進む一方で、自然とのふれあいや地域の人たちと関わる経験が減少し、豊かな心や温かな人間関係を育むことが難しくなりつつあります。また、児童虐待やいじめなど、生命・身体の安全に関わる問題も起こっています。特に、いじめは、大きな社会問題となっており、「いじめ防止対策推進法」の成立を受け、各学校においても「いじめ防止基本方針」を策定し、実践に努めています。SNS や動画共有サイト、インターネット上の差別事象が依然として発生しており、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解するための教育を関係機関と連携して進めています。

人と人との豊かな関わりを広げ、子どもたちの人権意識を高め、思いやりの心を育んでいくことは大切です。その上で、子どもたちが様々な人権問題について正しく理解し、問題解決のために主体的に考え・行動できる実践力が向上できるよう学習を進めてきたところです。子どもたちの人権意識を高めるには、命の大切さや自己肯定感・自尊感情を育てることの大切さを改めて認識するとともに、社会教育と一体となって子どもの人権の尊重および保護に向けて取り組んでいくことが重要です。

2023 年には「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足し、「こどもまんなか社会」をスローガンにして、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることを目指しています。私たちは、子どもたちの言葉や行動の背景にあるものへ思いを寄せ、多様な子どもを支えることに、力を尽くさなければなりません。そして、差別や不合理を許さない心を育てるとともに、自分事として考え、行動できる子どもの育成に力を注がなければなりません。

そこで、就学前教育においては、基本的な生活習慣の定着を図ることを通して自主・自立の基礎を育むとともに、家族や友だち、自然、生き物を大切にする豊かな情操を

養い、温かい人間関係を築く力を育む必要があります。

学校教育においては、子どもたちの基礎学力を保障し、「学ぶ力」を高めるとともに、人権が大切にされる学習環境の中で、部落差別をはじめとする様々な差別についての正しい理解と認識を培い、人権尊重の実践的態度を育成する必要があります。

そのためには、子どもを大切にする教職員・保育士の姿勢が問われます。現在、学校・園では若手教員が増加する中、部落差別をはじめとする人権問題に対する知識や認識の差がみられます。差別の現実に関心を持って学ぶことを通して、教職員・保育士自身の生き方を問い直す研修を進め、子どもたちのよりよい育ちを目指して、より一層研修の充実を図る必要があります。

（２）社会教育では

私たちの身のまわりでは、戸籍等の不正取得や不当な身元調査、SNSやインターネットの掲示板を悪用した差別事象が依然として発生しており、部落差別をはじめとした差別が多様化・複雑化しています。守山市内においても、予断や偏見にもとづく差別意識が完全に払拭されていないのが現状です。

社会教育においては、市民一人ひとりが様々な人権問題を正しく理解し、子どもから高齢者まで全ての人が協力し合って、差別のない住みよい人権尊重のまちづくりが実現できるよう、地域に根ざした取組を行う必要があります。

そこで自治会では、市民の人権意識の向上と誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して人権・同和問題学習会を行い、差別をなくすための取組を推進してきました。今後も、それぞれの自治会で工夫を凝らし、主体的に学び合うコミュニティ活動の場として学習会を一層推進していく必要があります。また、青年層が地域社会にさらに関心を持ち、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて活動できるような環境をつくりだすことも重要です。

企業・事業所では、企業の社会的責任を踏まえ、様々な人権問題に対する教育の推進に取り組んできました。企業・事業所が人権学習に取り組むことで、一人ひとりの人権が尊重されたよりよい職場環境を作り出すことができます。そのことがひいてはよりよい社会・人権尊重のまちづくりにつながります。今後も、全ての経営者・従業員の人権問題に対する認識と理解を深め、働く人々の人権が保障された明るい職場づくりを行うことが重要です。あわせて、応募用紙に本籍地や親の職業など身元調査につながる情報を記入させ、本人の能力に関係のない事項で採用を行う就職差別の撤廃に向けた「全国高等学校統一用紙」の制定から半世紀以上が経過しており、長年にわたる取組の成果をもとに、より一層公正・公平な採用を行うことが求められています。

そして家庭では、人間形成を図るうえで重要な役割を果たしていることを認識し、家族がお互いに信頼し、認めあいながら、人権尊重の意識を育てていくことが大切です。

す。それぞれの家庭においては、学校園教育との連携を図りながら、多様性を認め合い、相手の気持ちを考え、思いやりの心を育てるとともに、基本的な生活習慣や規範意識など社会生活を送るうえでの基盤をつくることが重要です。

3 本大会での取組

人権問題は私たち一人ひとりの問題であり、しかも問題が多様化・複雑化している現在、全ての人権問題に関する普遍的な視点（法の下での平等、個人の尊重）や個別的な視点（同和問題をはじめ女性、子ども、障害者、高齢者、外国人、患者、性的指向・性自認等）の両面から理解を深め、新たな取組の内容や効果的な方法を学ぶことが必要です。

学校園教育分野の分科会では、部落差別の現状と課題、その解決に向けた取組をはじめ、ともに生きる学校園づくり、保育・授業の創造、子どもの人権・仲間づくりや進路保障の充実をめざす取組を具体的な研究課題として討議を深めます。

社会教育分野の分科会では、ともに生きるまちづくりの取組をはじめ、企業・社会教育関係団体における学習・啓発の実践、部落差別問題に関する理解と認識を深め、人権感覚を磨くとともに、自らの生き方を学び合う青年の取組、男女共同参画の視点からお互いの役割と個性を認め合う社会全体の取組について討議を深めます。

全体会では、人権作文の発表や講演を通して、人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権感覚を磨きます。

そして、守山市民憲章にもうたわれている「人権をおもんじ 信頼しあえるまち」の実現に向け、市民一人ひとりが、様々な人権問題を解決する主体者として行動していくことを目指します。



人権作文

「ありがとう」ということ

小学校 5 年 中井 梁太郎

僕は、4年生の時、人権週間の取り組みで人権かるたをしました。その中で心に残った読み札があります。それは「ありがとう みんな笑顔になる言葉」です。こう思う様になったのはあることがきっかけです。

1学期に学級で「ありがとう」という言葉の意味を考える授業を受けたことがありました。授業では、「ありがとう」には「人を幸せにする」、「うれしくなる」、「友情が芽生える」などのいろんな力があることがわかりました。それで僕は、「ありがとう」には人を幸せにする力があることを知って、その夜さっそく「ありがとう」と言ってみたくてしまいました。その次の日に、荷物を用意するのをお母さんが手伝ってくれたときに、学校の授業で学んだことを思い出して「ありがとう」と言いました。「ありがとう」と言ったときにお母さんの顔を見てみると、とても嬉しそうにほほえんでいました。実際にやってみると授業でやったことは本当なんだなと思いました。

また他にも、「ありがとう」と言われた時のことを考えてみました。4年の2学期にお母さんとお父さんと二段ベッドを組み立てたことがありました。その時、僕がドライバーをもってきたら、お父さんがちょうどネジをはめるところでした。お父さんはドライバーがなくて困っていました。ちょうどそこに、ドライバーをもってきた僕がいました。僕がドライバーを渡すと、とても喜んで「ありがとう」とニコニコして言ってくれました。その時僕は嬉しくなって、自然とニヤニヤしてしまいました。この時も授業で学んだことは本当にそうなんだなと思いました。

この授業がなかったら、僕は一生「ありがとう」の意味なんてあるのかなと思っていたと思います。でも授業がきっかけで「ありがとう」の大切さを今も時々思い出します。

5年生になって僕は周りの人が「ありがとう」と言っているのを見るだけでも気持ち良くなるような気がします。友達が授業の準備が遅くて困っている時、別の友達が準備を手伝っているのを見かけたことがありました。準備が終わると困っていた友達がうれしそうに「ありがとう」と言いました。その時、手伝った人だけではなく、ただ見ていた僕までなんだかうれしいような、楽しいような気持ちになりました。「ありがとう」という言葉には、言った人や言われた人だけではなく、それを見ていた人も嬉しくなったり楽しくなったりするんだなと思いました。

「ありがとう」は、つい出してしまうみんなが笑顔になるいい言葉だと思います。僕は、この言葉を大事にしながら、みんなにたくさん「ありがとう」と言って、みんなを笑顔にしたいです。

戦争と向き合う

中学校3年 小原 絢香

私達には、向き合わなければいけないことがたくさんあります。三年生の私にとって、あげられるのは、例えば受験でしょう。しかし、大人にも私達にも向き合わなければいけないことがあります。それは、戦争です。

中学二年生の終わり頃、恋愛小説を探していた私は、「あの花が咲く丘で君とまた出会えたら」という本を学校の図書館で見つけ、題名に魅かれて読んでみました。この本は、現代の女子高生が1945年の戦時中へタイムスリップし、特攻隊員の青年と切ない恋に落ちるという物語でした。戦争という遠い世界を、誰もが経験する恋愛と結びつけ、大切な人の命を奪われることの悲痛が巧みに表現されており、ちょうど修学旅行へむけて平和学習をしていた私にとって、衝撃的なものでした。4月に沖縄へ修学旅行へ行った際、平和学習の一環でガマを訪れ、慰霊碑へ礼拝しに行ったのですが、そこで私は一本の美しい白百合が咲いているのを見ました。その花は、まるで昔ここで儚く散ってしまった誰かの存在を物語っているように見えました。

このような経験は、私に戦争と向き合う機会をくれました。過去の歴史は結果しか残りません。それまでにあった悲劇も悲しみも苦しみも何ひとつ私達には伝わらないことがあるのです。私の見据えた未来に、あなたがいてほしい、あなたの見据えた未来に、私もいたいという願いはどれだけ切実なものだったのでしょうか。鼻先が触れるくらい近くに「死」があった人々や「仕方ない」ですまされ、気持ちを切り離れた人々が胸の内に秘めた、はりさけるような思いはどこに叫べばよかったのでしょうか。また、そんな場所があったのでしょうか。口に出したい、今すぐにでも引きとめたかったのにできなかった、無理だった時代を何人の人が恨み、悲しみに沈んだのかは分かりません。しかし、私達はそんな人々が望んだ、ずっと手を伸ばして手に入れようとした世界にいます。現代を生きる私達にとって、生きる道を壊された、壊した人の気持ちは想像できません。それでも、本に著されたことや戦跡をおとずれ追体験することで、そんな人々の残した思いを私達はつないでいかなければいけないのです。当たり前のように見上げている、あの美しく澄んだ青い空は、少し過去には赤と黒で染まり、おぞましい飛行機が飛んでいたのです。その事実を知らなければいけません。

今、私達は、誰しものが望んだ世界にいます。誰かが命をかけて守り、作ってくれた、守ろうとしてくれた世界にいます。伝え続けなければ、それは、もろい平和かもしれません。誰かの笑顔を、喜びを、そして望まれた自由が守れる平和な世界をつくるために、私達は知らなければなりません。帰りを待つ人のために、あなたの幸せを祈る人のために、そして、あなた自身のために、私自身のために、後悔のない笑える人生は、平和な世界にあります。私は、国を平和な方向にすすめる仕事をしたい。他人事にせず自分が平和な未来をつくる人になりたい。そのため、今、いろいろな知識を蓄えています。

真実の姿

高等学校1年 平島 すず

私は最近、SNSで「ルッキズム」という言葉を知った。ルッキズムとは、人を能力や性格ではなく、顔や体型、服装などの外見で評価したり、優劣をつけたりする考え方のことである。よく考えてみると、SNSや自分の身の周りで、私たちは思っている以上に見た目を基準に判断していることに気が付いた。

そのことを考えるきっかけとなったのが、「ルッキズム風刺画」だ。風刺画とは、社会の問題や人々の考え方を、皮肉やユーモアを交えながら伝える絵のことである。その風刺画には、見た目によって人の評価が変わってしまう社会の現状が描かれていた。私はそれを見て、見た目だけで判断される社会はおかしいと感じた。そして、自分も無意識のうちに第一印象だけで人を判断してしまっていたことを思い出した。例えば、身長が高く無表情で怖そうな人だと思っていたが、話してみるととても優しく面白い人だったということがあった。そこから、第一印象だけで決めつけず、相手を知ろうとすることが大切だと思った。外見だけで決めつけてしまうと、相手を知ろうとする気持ちが薄れてしまい、その人の本来の良さに気づけないままになってしまうのではないかと考えたからだ。

その投稿のコメント欄を見てみた。そこには、「可愛いは正義」「元がいい子には勝てない」といったコメントが多く、それを当たり前かのように受け止めている人が多いことに、とても驚いた。なぜ見た目だけで評価が決まるのか、見た目を重視しすぎる社会はおかしいのではないかと疑問を持つ人がもっといてもいいのではないかと思ったからだ。しかし、現実には、それを受け入れ、仕方がないと諦めてしまっている人が多い。私は、そうした考えが広まれば広まるほど、外見だけで人を判断することが当たり前になってしまうのではないかと思う。そのため、社会の考えをそのまま受け入れたり、他人事にしたりせず、「本当に大切なものは何か」を一人ひとりが考えることが必要だと思った。

また、「傷ついた」というコメントもあり、実際に私の友達もそれを「見るのが嫌」と話していた。たとえ、社会の問題を伝えるために描かれたものであっても、見る人によっては自分の外見を否定されたように感じ、傷ついてしまう人がいることが分かった。だからこそ、SNSで発信するときには伝えるだけでなく、少し立ち止まって、受け取る人の気持ちも考えてから発信することが大切だと思った。

私は、人にはそれぞれ違った良さがあると思う。明るく人を笑顔にできる人、目標に向かって努力を続けられる人、さりげない優しさができる人など魅力は外見だけではない。その人の良さや個性は、一人ひとり違うからこそ価値がある。だから、ルッキズム風刺画を見て、自分は劣っているほうだと決めつける必要はないし、周りと比べる必要もない。大切なのは、外見だけでは分からないその人らしさや、人柄に目を向けることだと思う。そして、それぞれの良さを認めあうことが、お互いを尊重することにつながるのではないだろうか。

このことを通して、私は大切なものを学んだ。人を見ただ目で判断せず、その人自身を知ろうとすることや、それぞれの良さを認め合い、尊重することなどだ。そこから私は、お互いの個性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会になってほしいと考えた。そのような社会を作るために、まずは私自身が相手の中身を知ろうとする姿勢を大切に、外見だけでなく、内面の「真実の姿」に目を向けられる人になりたい。

ふれあい人権講演会

差別と偏見の現場を取材してーヘイトスピーチは何を壊すのか

ジャーナリスト

安田 浩一（やすだ こういち）さん



1964 年、静岡県生まれ。現在は、フリーランスであり現場から取材・執筆を行っている。

2012 年には、講談社ノンフィクション賞、日本ジャーナリスト会議賞を受賞する。

更に 2014 年には、大宅壮一ノンフィクション賞（雑誌部門）を受賞。

著書には、『ネットと愛国』（講談社）、『ヘイト

スピーチ』（文芸春秋）、『沖縄の新聞は本当に「偏向」しているのか』（朝日新聞出版）等、ヘイトスピーチやレイシズムを扱ったものが多数。

近年日本において、国内にいる外国人に対し心無い言葉の発言が繰り返されています。ヘイトスピーチやそれに関わるデモ、また、ヘイトクライムも発生し留学生の方々等が被害にあっています。差別は今日において、誰もが毎日のように目にするものになりました。インターネット上で根拠のない「正義」を振りかざして、他人の生活を暴き晒し、差別を娯楽として楽しむことが日常に浸透し、多様なハラスメントや性暴力といったかたちでメディアに報道されることも少なくない現状があります。

現在において、日本のヘイトスピーチや差別の状況はどのようになっているのか。また、どうすればそれらを解消することができるのか。これを実現するには、私たちが被害実態や今後の課題等、「ヘイトスピーチ」そのものを知る必要があります。そして、地域全体での取組が必要不可欠です。2016 年に「ヘイトスピーチ解消法」が制定されてから 10 年を迎える今年、皆さんと一緒に考えてみましょう。

メッセージ

守山市人権・同和教育研究大会の開催を心よりお喜び申し上げます。

それぞれの職場・地域で、部落差別の問題をはじめさまざまな人権課題の解決に向けて尽力されている仲間の皆さまに、心より敬意を表するとともに、公益社団法人滋賀県人権教育研究会の研究活動への日頃のご協力に対しまして、厚くお礼申し上げます。

さて、今年は2016年に「部落差別の解消の推進に関する法律（以下：推進法）」が施行されて10年目を迎えます。推進法は「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と述べ、国や地方公共団体に部落差別解消に関する責務として施策を講ずること、相談体制の充実、教育・啓発の推進、実態調査の実施等を求めたものでした。1969年同和対策特別措置法、1982年地域改善対策特別措置法、1987年地対財特法、2002年同法失効までの33年間の法律は、「いわゆる被差別部落の生活実態を変えることを目的とした法律」つまり「部落を変えるための法律」でした。一方、推進法は、「部落差別を解消し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする法律」つまり「社会を変えるための法律」です。差別は差別される側に対する取組だけでなく、それを取り巻く社会の側が変化してこそ解決に向かうというものです。

しかしながら、私たちの意識の中で、いまだに差別事象が起こった時に、差別される側にも責任があり、差別されないようにするための努力を求めているところがないでしょうか。部落差別では、被差別部落に固まって住むのではなく、分散して住むべきだという「部落分散論」や部落差別問題について学習や啓発はせずそっとしておくべきという「寝た子を起すな論」は、まさに「差別は差別される側だけでなんとかすればいい、取り巻いている側は何も尽力しない」という考えの最たるものです。

公益社団法人滋賀県人権教育研究会は、「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育」の創造をめざして取組を続けてきました。マイノリティでしんどい思いをしているのは、その人が持っている特質や個性が原因なののでしょうか。本当にしんどいのはそこに差別があるからではないのでしょうか。「差別の現実から深く学ぶ」という視点を大切に、部落差別をはじめ、ますます多様化する人権課題について、生活の現実や背景を見つめ、実践や悩みを持ち寄りながら連携を深め、人権課題の解決と人権確立に向けた取組を、各地域研究会の皆さまとともに今後も積極的に進めます。

守山市人権・同和教育研究大会におかれましても、「差別の現実から深く学ぶ」視点を見直していただきながら、討議が深まる研究大会になることを期待しています。今あるさまざまな人権課題に対する認識を一層深め、具体的な実践へとつながる契機となりますことを願い、本会からのメッセージとさせていただきます。



2026年 8月 8日

公益社団法人 滋賀県人権教育研究会

会 長 四方 康博

第51回守山市人権・同和教育研究大会 分科会

分科会		提案主題	所属	提案者	記録者	司会者	討議協力者	運営委員	会場
2	人権尊重のまちづくり	①部落問題の課題と解決に向けて	守山南中学校	樫柴 祥子	濱井 千恵	中道 裕恵 (吉身小学校)	植村 有子 (小津小学校)	高井 文男 (守山南中学校)	守山南中学校 多目的ホール
		②ともに生きるまちづくり	玉津小学校	大崎 透	秋山 優人			小西 鈴代 (玉津小学校)	
3	人権問題に関する学習・啓発(家庭・職場・地域・社会教育関係団体等・学校園での実践)	～交流を通して、気づく人権～	玉津学区赤野井自治会	繁幸 青田 浩明 美濃部 好弘	赤井 浩 奥野 紗絵子	高田 利則 (市民協働課)	奥村 信夫 (守山市人権教育啓発講師団)	小寺 克茂 (地域総合センター) 古川 良彦 (地域総合センター)	守山市民ホール 小ホール
		「人を尊重する心が まちを動かす」 ～ 町内学習懇談会50年の総括から ～	草津市同和教育推進協議会会長 上寺 和親さん						
4	人権尊重のまちづくり	～サクララベル守山人権研修の取り組み～	社会福祉法人あいの土山福祉会 サクララベル守山	岩田 秀信	田口 二行 (商工観光課)	吉原 史雄 (商工観光課)	村井 重矢 (滋賀県人権センター)	佐野 亘 (社会教育・文化振興課)	守山市役所 防災会議室
		「子どもの笑顔を支えるPTA活動とは」 ～自己肯定感を育み、安心できる地域づくりを目指して～	守山小学校PTA	朝日 潤 泰潤 綾 伴野 真教	竹内 良樹 (社会教育・文化振興課)				
4	人権尊重のまちづくり	①ともに生きる学校園づくり	立命館守山 中学校・高等学校	水野 翔太	大橋 康一	杉原 真也 (守山北高等学校)	寺井 信義 (守山北中学校)	井上 眞二 (立命館守山中学校・高等学校)	エルセセンター 大会議室
		②保育・授業の創造	吉身保育園	高橋 沙紀	小林 麻依子	清水 明子 (小津こども園)	徳重 千恵 (カナリヤ第二保育園)	森岡 裕子 (吉身保育園)	すこやかセンター 講習室
4	人権尊重のまちづくり	一人一人が自分らしく過ごす保育をめざして	連野小学校	四元 清香	堀田 葵			今岡 照道 (連野小学校)	
		こどもの「やりたい」を引き出す学級づくり							
4	人権尊重のまちづくり	楽しくてわかりやすい授業で 子どもがかわる、学級がかわる	吉身小学校	関岡 亮兵	大橋 果歩	白川 千夏 (若鮎こども園)	堀江 ひとみ (ひなぎくこども園)	大北 憲太郎 (吉身小学校)	吉身会館 大会議室
		一人一人の思いに寄り添うとは？ Aさんとの関わりを通して見えてきたこと	中洲こども園	春尾 浩暉	橋 真弓			霧谷 萌子 (中洲こども園)	
4	人権尊重のまちづくり	守山北高等学校の現在地	守山北高等学校	西田 多佳志	川瀬 陽日	山崎 博之 (河西小学校)	岩崎 成寿 (立命館守山中学校・高等学校)	木村 ジョアンナ (守山北高等学校)	守山北高等学校 フォーラムハウス
		「待つことも、支えることだった」 ～前例を問い直し、自分も相手も大切にしながら よりよい学校生活を創る学級集団づくり～	中洲小学校	宮城 亮太	奥地 日恵			津田 美佳 (中洲小学校)	

第51回守山市人権・同和教育研究大会 分科会

分科会			提案主題	所属	提案者	記録者	司会者	討議協力者	運営委員	会場
4	子どもの人権・仲間づくり ③子どもの人権・仲間づくり 人権確立をめざす保育・教育の創造	C	子どもをつなぐ学級づくり ～一人ひとりの思いを大切に～	立入が丘小学校	堀井 星那	真藤 清久	虎若 悦子 (守山南中学校)	平野 達也 (物部小学校)	義方 沙也子 (立入が丘小学校)	エコパーク 環境学習室
			子どもの人権・仲間づくり	明富中学校	江木 ほの香	安藤 葉生		奥谷 佑晃 (明富中学校)		
			「わかるつもり」から「わかって」とする」 「仲間のおかいげ！」 ～一人ひとりが尊重され認め合える集団づくり～	市立守山中学校	横山 玄	西野 洋祐	尊我部 太 (明富中学校)	河野 貴子 (速野小学校)	村上 和弥 (市立守山中学校)	市立守山中学校 大会議室
5	守山市青年集会	講演会 「わたしと部落問題」 向野まちづくり協議会 柳山 彩さん	3年間の仲間づくりの取組から見えてきたもの バラバラな「点」がつながり、安心できる居場所になるまで	守山北中学校	小倉 太智	梶原 稔子	八木 純子 (守山小学校)	廣瀬 尚美 (玉津小学校)	丸橋 伊佐男 (守山北中学校)	守山北中学校 会議室
			個に応じた生徒指導 「できるようにになりたい」に込められた思い ～子どもたちの気づきから学んだこと～	小津小学校	西谷 紗耶	中川 智子	明山 雅子 (中洲小学校)	福井 洋枝 (市立守山中学校)	北居 雅 (県立守山高등학교)	守山小学校 多目的室
			一人一人の思いがだせる学級づくり ～ありのままのあなたのいいんだよ～ A児が安心して過ごすことができるようにするために ～A児との関わりから～	吉身幼稚園	竹上 舞	山本 洋子	窪田 早紀 (ふるたか虹のはし保育園)	池田 純子 (速野幼稚園)	山元 真歩 (吉身幼稚園)	松宮 真由美 (河西小学校)
6	男女共同参画社会の実現に向けて	講演会 困難を抱える子どもや女性への支援を考える ～子どもシエンター等での実践を踏まえて～							木村 ひな (附属すみれ保育園) 熊川 那奈 (玉津こども園) 吉村 今日子 (河西幼稚園) 田中 タチ (学校教育課)	守山市民ホール 学習室1
									貝増 則彦 (人権政策課) 村上 由香 (人権政策課)	守山市役所 多目的ホール

第51回守山市人権・同和教育研究大会 分科会 討議の柱

分科会番号		討 議 の 柱	
2	①	部落差別問題を自分事としてとらえ、実践をとおして自らの生き方を問い直していく	
	②	地域の特色を生かして一人ひとりを大切にするまちづくりをすすめるために	
3		笑顔ですごせる地域づくり	
4	①	子どもの意見表明権の保障と対話による合意形成を通して、よりよい生き方につなげていくための方策をさぐる	
	②	一人ひとりの思いによりそい、子どもたちが自分らしく、安心して過ごせる仲間づくりの手立てとは	
	③	A	子ども一人ひとりが安心できる寄り添い方、かかわり方とは
		B	子どもたちが安心して、成長できる場にするための取り組み
		C	子どもに寄り添い、つながりを大切にするための手立てとは
		D	子どもに寄り添いながら、つながりを築く手立てを探る
		E	子どもとの関わりを通して、子どもに寄り添い、つながりを大切にするための方策をさぐる
		F	子どもとの関わりを通して、子どもに寄り添い、つながりを大切にするための取り組み
	G	一人ひとりの思いや考えによりそう、教職員の気づきや手立てとは	
5		人権について知り、それぞれの人権感覚を見つめ直し、一人一人にできることを考える	
6		男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備のために	



守山市人権尊重都市宣言
シンボルマーク